

高岡市では、新たに店舗等を開業される方に 支援制度を設けています

令和5年4月1日現在

～「高岡市賑わい集積開業等支援事業」のご案内～

①中心市街地での出店に関する支援

中心市街地における空き店舗の取得又は賃借、空き地の取得や店舗の建設等により出店される場合、以下のいずれかに該当する方が対象となります。

- (1) 重点支援区域内または商店街形成区域において、小売業、飲食サービス業等を出店する方及び、その店舗を所有する方
- (2) オフィスや学習塾等を開業する方、及びその物件を所有する方
- (3) 商店街形成区域において、10年以上営業している店舗を改修する方

対象経費	区域の区分	補助率	限度額
改装費(出店者)	重点支援区域内	2分の1	100万円
	〃 区域外		75万円
改修費(店舗所有者)	重点支援区域内	2分の1	100万円
	〃 区域外		75万円
土地建物取得・建設費	—	5分の1	200万円

②観光地周辺区域での出店に関する支援

観光地周辺区域の空き店舗や空き家の取得又は賃借、空き地への店舗の建設等により小売業、飲食サービス業を出店される方等が対象となります。

対象経費	補助率	限度額
改装費(出店者)	2分の1	75万円 (100万円※)
改修費(店舗所有者)	2分の1	75万円 (100万円※)
土地建物取得・建設費	5分の1	200万円

③上記以外の商店街形成区域での出店に関する支援

高岡市内で空き店舗の賃借等により出店をされる方で、小売業、飲食サービス業等を経営する場合、対象となります。

対象経費	区域の区分	補助率	限度額
改装費(出店者)	都市機能誘導区域内	2分の1	75万円 (100万円※)
	〃 区域外		25万円
改修費(店舗所有者)	伏木エリアのみ	2分の1	100万円
土地建物取得・建設費		5分の1	200万円

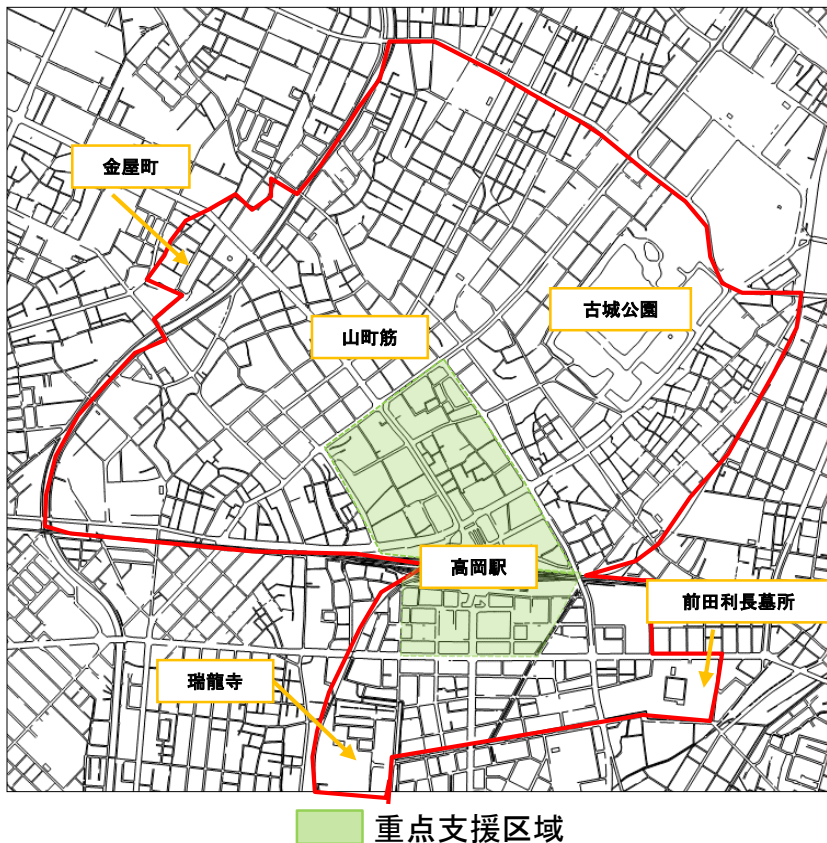
※令和5年度より、伏木エリア内に限り、一時的に補助対象事業の追加及び補助限度額の引き上げを行います。

(伏木エリア…裏面②内の勝興寺エリア・吉久エリア又は③内「伏木」で示した範囲内にある商店街形成区域)

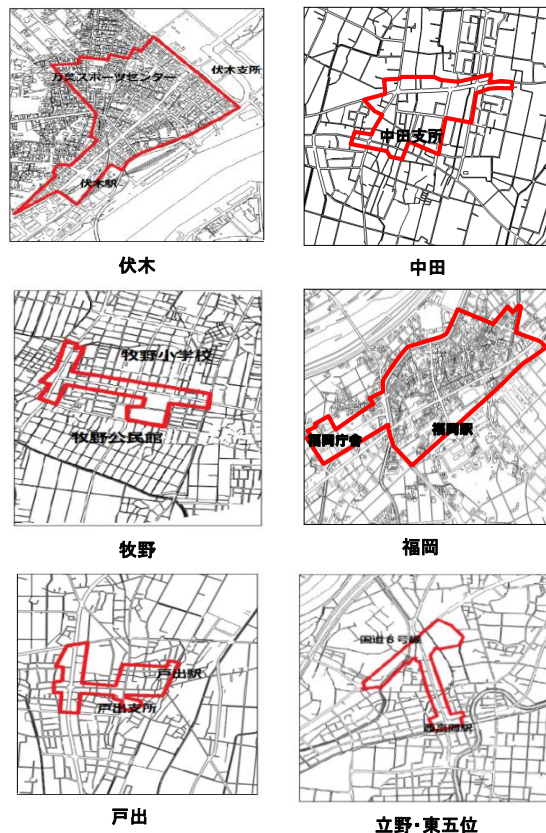
補助を受けるには、**改装等の工事着工前**までに、認定申請が必要です。

支援内容は一部のみ紹介しています。区域の区分は裏面を参照ください。

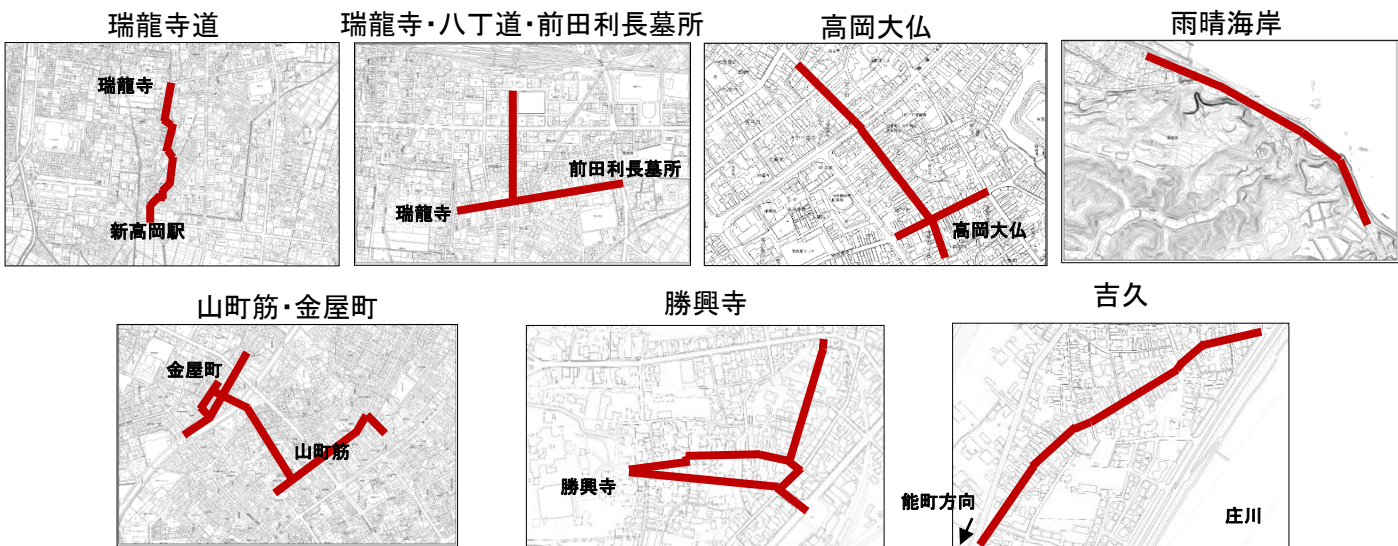
①【中心市街地】



③【上記以外の商店街形成区域の内、都市機能誘導区域】



②【観光地周辺区域】



<お問合せ先>

高岡市産業振興部商業雇用課
〒933-0029 高岡市御旅屋町101番地
御旅屋セリオ 5F
TEL:0766-20-1289 FAX:0766-20-1496

末広開発(株)まちづくり事業部
〒933-0029 高岡市御旅屋町101番地
御旅屋セリオ 6F
TEL:0766-20-0555 FAX:0766-20-0666



(市HP)

※詳細は高岡市公式ホームページでご覧いただけます。
上記QRコードを読み取るか、「高岡市開業支援」で検索